

東浦町生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生垣の設置及びブロック塀、コンクリート塀、石塀、レンガ塀補助金を交付することにより、緑化の推進及び良好な住環境づくりを促進するとともに、併せてブロック塀等の倒壊による災害の防止に寄与することを目的とする。

2 この要綱に定めがない事項については、東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号)に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「生垣の設置」とは、町内で住宅、店舗、工場、事業所等の用に供している土地(以下「住宅地等」という。)において次の各号に掲げるすべての基準に適合する健全な樹木の植栽をいう。

- (1) 生垣は、道路又は隣地沿いにあり、延長が連続して2メートル以上ある植栽であること。なお、道路沿いの生垣は、道路中心線から2メートル以上離れた場所に行うこと。
- (2) 樹木は、道路又は隣地境界から幹を0.3メートル以上離して植栽すること。ただし、隣地所有者の同意が得られているときは、隣地境界から幹を0.3メートル未満に植栽することができる。
- (3) 樹木の高さは、植えた状態で地盤面から0.6メートル以上であること。
- (4) 生垣の延長1メートルにつき原則として2本以上の樹木を植栽すること。
- (5) ブロック、コンクリート、石、レンガその他これらに類するもので基礎を設け、その上に生垣を設置する場合は、当該基礎の高さが、地盤面から0.4メートル以下とすること。
- (6) 生垣を柵等に併設する場合には、当該柵等が道路又は隣地からの視界を遮らない状態にすること。柵等の基礎を連続して設ける場合は、0.4メートル以下の高さとする。
- (7) 樹木が暴風雨等により倒れることのないよう十分な処置をすること。
- (8) 樹木は、土地と生垣に適した樹種とすること。

2 この要綱において「ブロック塀等の撤去」とは、ブロック塀等を生垣にするために、これを取り壊す工事又は、道路若しくは公共施設の敷地に沿った、地盤面から高さが1メートル以上のブロック塀等を取り壊す工事とする。

(補助の対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 住宅地等に所有権又は借地権を有する者
- (2) 町税を完納している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この要綱による補助金の交付を受けることができない。

- (1) 過去に同一の住宅地等の同一の箇所において生垣の設置又はブロック塀等の撤

去を行うために、この要綱による補助金の交付を受けた者（補助金を受けてブロック塀等の撤去を行った箇所と同一の箇所において生垣の設置を行う者を除く。）

- (2) 販売を目的としている住宅地等に生垣の設置を行う者
- (3) 移転補償等により生垣の設置及びブロック塀等の撤去を行う者
- (4) ブロック塀等の撤去後、再度ブロック塀等の設置を行う者
- (5) その他町長が補助金の交付を不相当と認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによって算出した額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 生垣の設置を行う場合 生垣の延長に1メートル当たり2,000円を乗じて得た額
- (2) ブロック塀等の撤去を行う場合 ブロック塀等の撤去に要する費用又は撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額

2 前項の補助金の限度額は、第1号に掲げる場合にあつては100,000円、第2号に掲げる場合にあつては150,000円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 町税の納税証明書（未納がない証明書）
- (3) 生垣を設置しようとする住宅地等に借地権を有する場合は、当該土地所有者の承諾書（様式第4号）
- (4) ブロック塀等の撤去を行う場合は、ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書

2 前項第2号に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第3号）をもってこれに代えることができる。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の補助金申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その決定を受けた補助事業の内容を変更する場合又は廃止若しくは中

止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金事業の完了後1月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第9号）に完了後の現場写真を添付して町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めたときは、補助対象者の請求により補助金を交付する。

2 前項の請求は、補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出することにより行うものとする。

（遵守事項）

第10条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）生垣の設置をした後、5年間以上は、生垣として保全管理すること。

（2）生垣の樹木は、隣地はもとより道路にはみ出すこと等により、交通等に支障にならないように健全に管理し、その育成に努めること。

（その他）

第11条 町長は、補助事業を適正に執行するため、生垣設置工事の状況を、施工の現場において確認することができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所
氏 名
(電話 ー)

補助金申請書

年度において、東浦町生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の場所	東浦町大字 字
2 事業の概要	別添「事業計画書」のとおり
3 交付申請額	金 円
4 住宅地等所有者	1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()
5 住宅地等の種類	1 住宅 2 店舗 3 工場 4 事務所 5 その他 ()
6 着工予定年月日	年 月 日
7 完了予定年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 町税の完納証明書（様式第3号）
- (3) 土地所有者の承諾書（様式第4号）
(借地権を有する場合のみ必要)
- (4) ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書
(ブロック塀等を撤去する場合のみ必要)

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

1. 生垣の概要	延長	m	樹木の名称	
	高さ	m	植樹本数	本
2. 撤去するブロック 塀等	種類	ブロック塀、補強コンクリートブロック塀 その他（ ）		
	延長	m	高さ	m
3. 生垣設置等の費用 内訳	樹木購入費		円	
	肥料等購入費			
	手間賃			
	ブロック塀等の撤去費			
	消費税			
	計			

事業計画書

案内図 (住宅地等の位置)

工事概要図 (住宅地等内の生垣設置等の場所)

(備考) 工事着手前の現場写真を貼付

様式第3号（第5条関係）

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

(申請者) 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日

東浦町生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります。（手数料 200 円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

税務課長

都市整備課長

東浦町生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税の未納の有無を照会します。

【税務課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が _____ ある _____ ことを確認した。
_____ ない _____

年 月 日 確認者 _____

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

東浦町長

生垣設置場所の土地所有者 住所

氏名

生垣設置事業補助制度申請者 住所

氏名

生垣設置に対する承諾書

私が所有する 東浦町大字 字
設置することに対して、承諾いたします。

内に申請者が生垣を

様式第5号（第6条関係）

東浦町指令 第 号
年 月 日

様

東浦町長

㊟

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金については、下記のとおり交付を決定します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第6号（第6条関係）

東浦町指令 第 号
年 月 日

様

東浦町長

㊟

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生垣設置及びブロック塀等撤
去事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

（理由）

様式第7号（第7条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

東浦町長

住 所
氏 名

年 月 日付け 東浦町指令 第 号で補助金交付決定を受けた生垣設置及びブロック塀等撤去事業の計画を下記のとおり（変更・廃止・中止）したいので、承認願います。

記

- 1 補助事業（変更・廃止・中止）の内容
- 2 補助事業（変更・廃止・中止）の理由

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

様

東浦町長

変 更 承 認 書

年 月 日付で変更承認申請がありました生垣設置及びブロック塀
等撤去事業の計画について承認します。

付記

様式第9号（第8条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

東浦町長

住 所
氏 名

年 月 日付け 東浦町指令 第 号で交付決定の通知を受けた生垣設置及びブロック塀等撤去事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
(1) 完了後の現場写真

様式第10号（第9条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

東浦町長

住 所
氏 名

年 月 日付け 東浦町指令 第 号で交付決定のあった生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込み先金融機関名	預金の種類・口座番号	口座名義
銀行 信用金庫 支店 農協	普通 No. _____ 当座	カガナ _____

委 任 状

甲、乙連名の住宅地等についての、東浦町生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金に関しての一切の権限は、甲に委任します。

年 月 日

甲（受任者）：住 所

氏 名

乙（委任者）：住 所

氏 名